



2019年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社 ビジネス・ブレイクスルー
代表者名 代表取締役社長 柴田 巖
(コード番号 2464 東証第一部)
問合せ先 取締役 徳永 裕司
(TEL. 03-5860-5530)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、2019年6月25日開催予定の当社第21回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社グループ事業の現状に適応するため、事業目的の一部削除するものであります。
- (2) 当社は、2019年5月10日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2019年6月25日開催予定の当社第21回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の規定を新設するものであります。
- (4) 1単元(100株)に満たない株式(単元未満株式)を有する株主様の権利を明確化するとともに、株式売買の利便性を高めることを目的として単元未満株式の買増制度を導入すべく、単元未満株式についての権利及び単元未満株式の買増しに関する規定を新設するものであります。
- (5) 業務体制の見直しに伴い、役付取締役の記載に「取締役会長」を追加するものであります。
- (6) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2019年6月25日（火）

定款変更の効力発生日（予定） 2019年6月25日（火）

以上

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 <条文省略></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <条文省略></p> <p style="padding-left: 2em;">1. <u>電気通信役務利用放送法による電気通信役務利用放送事業</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>～20.</u> <条文省略></p> <p style="padding-left: 2em;">21. <u>電気通信事業法に基づく通信事業者の代理店業務</u></p> <p style="padding-left: 2em;">22. <条文省略></p> <p style="padding-left: 2em;">23. <u>電気通信役務利用放送法による衛星役務利用放送</u></p> <p style="padding-left: 2em;">24. <u>～26.</u> <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第3条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">1. 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>監査役</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3. <u>監査役会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">4. 会計監査人</p> <p>第4条～第5条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 <現行どおり></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <現行どおり></p> <p style="padding-left: 2em;"><削除></p> <p style="padding-left: 2em;">1. <u>～19.</u> <現行どおり></p> <p style="padding-left: 2em;"><削除></p> <p style="padding-left: 2em;">20. <現行どおり></p> <p style="padding-left: 2em;"><削除></p> <p style="padding-left: 2em;">21. <u>～23.</u> <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第3条 当社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">1. 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><削除></p> <p style="padding-left: 2em;">3. 会計監査人</p> <p>第4条～第5条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第7条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第7条 <現行どおり></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(单元未満株式についての権利)</u></p> <p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="padding-left: 2em;">1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第9条～第10条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">(基準日)</p> <p>第11条 <条文省略></p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p>	<p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p style="text-align: center;">(单元未満株式の買増し)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p>第10条～第11条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">(基準日)</p> <p>第12条 <現行どおり></p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 <条文省略></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第14条～第17条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 <現行どおり></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定める順序により、<u>取締役会長又は取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長及び取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第15条～第18条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第19条 <新設></p> <p>当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、15名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>4 会社法第329条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定める順序により、<u>取締役会長又は取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長及び取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>

現行定款	変更案
<p>第 22 条 <条文省略></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p><新設></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長 1 名を<u>選任</u></p>	<p>第23条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、<u>当該事項について議決に加わることができる</u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 28 条 取締役会の決議をもって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除</u></p>

現行定款	変更案
<p>し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>第 27 条～第 28 条 <条文省略></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>く。)の中から、取締役社長 1 名を<u>選定</u>し、必要に応じて、<u>取締役会長</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>第29条～第30条 <現行どおり></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを<u>区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の数及び選任方法)</u></p> <p>第 30 条 当社の監査役は 4 名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役の任期は就任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>3 <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p><u>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を定めることができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の招集手続)</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第33条 監査等委員会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の決議)</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第35条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>38</u>条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第<u>39</u>条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>締結</u>の時までとする。</p> <p>2 <条文省略></p> <p>(報酬)</p> <p>第<u>40</u>条 会計監査人の報酬は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条 <現行どおり></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第<u>37</u>条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>締結</u>の時までとする。</p> <p>2 <現行どおり></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第<u>38</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>41</u>条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(<u>期末配当金</u>)</p> <p>第<u>42</u>条 当社は株主総会の決議によっ</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>39</u>条 <現行どおり></p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第<u>40</u>条 当社は、剰余金の配当等会社法第<u>459</u>条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第<u>41</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>て毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という）を支払う。</u></p> <p><u>（中間配当金）</u></p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という）を支払うことができる。</u></p> <p><u>（期末配当金等の除斥期間）</u></p> <p>第44条 <u>期末配当金及び中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払いの<u>期末配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p><削除></p> <p><u>（剰余金の配当の除斥期間等）</u></p> <p>第42条 <u>剰余金の配当</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払いの<u>剰余金の配当</u>には利息をつけない。</p>
<p><新設></p> <p><新設></p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p>当社は、<u>第21回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上